

北海道精神科救急医療体制連絡調整委員会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、北海道精神科救急医療体制整備事業実施要綱第14の規定に基づく、精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための北海道精神科救急医療体制連絡調整委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科救急医療体制の運営に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる座長及び委員で構成し、知事が委嘱又は任命する。

2 特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に臨時の委員を置くことができる。

3 委員会の委員の任期は、2年とする。

(会議)

第4 座長は、保健福祉部長が指名する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(運営の検討)

第6 本調整委員会は、平成25年4月1日から起算して2年間を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、本調整委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月9日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成15年2月5日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。(一部改正)

別表

[委員会構成委員]

委員長 北海道保健福祉部技監

委員 北海道精神科病院協会 (推薦者)

〃 社団法人北海道医師会 (推薦者)

〃 北海道精神保健福祉審議会 (推薦者)

〃 北海道精神神経科診療所協会 (推薦者)

各ブロック調整会議 (推薦者8名)

〃 北海道大学医学部 (推薦者)

〃 旭川医科大学 (推薦者)

〃 札幌医科大学 (推薦者)